

2025 年 6 月 23 日
株式会社エコライフジャパン

建設業許可に関する役員変更届出未提出についてのご報告

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、当社において建設業法に基づく変更届が未提出であり、同法第 5 条および第 6 条、第 11 条に違反する事実が判明しました。この結果、2025 年 6 月 20 日付で岡山県より同法第 28 条第 1 項に基づく「指示」を以下のとおり受けました。当社としましては、可及的速やかに対処してまいります。

指示内容

- (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。
- (2) 建設業法及び関係法令の順守を社内に徹底するため、研修及び教育に係る計画を作成し、役職員に対し、継続的に必要な研修及び教育を行い、違反行為が再び繰り返されることのないよう万全の体制整備に努めること。
- (3) 上記(1)及び(2)について講じた内容を文書により報告すること（研修会を実施した場合は、その状況写真を添付すること。また、上記以外の措置を講じた場合は、併せて報告すること。）。

本件の経緯

当社は 2024 年 1 月、岡山ガス株式会社の子会社となり、併せて役員の変更を行いました。しかしながら、建設業法に基づく必要な「役員等の一覧表」及び「許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人等）の調書」について変更届を提出することを失念しており、2025 年 5 月の事業報告書提出時に当該不備が判明いたしました。これを受け、今回の処分を受けるに至りました。

再発防止策

当社では、本件を厳粛に受け止め、以下の対応を講じ、再発防止に努めてまいります。

1. 法令遵守体制の強化

- 建設業法をはじめとする関連法令に関する教育研修を実施し、役員および従業員のコンプライアンス意識を向上させます。

2. 業務手続きの管理体制強化

- 重要な法定手続きの管理責任者を明確化し、社内における確認体制を強化いたします。

信頼回復に向け、全社一丸となって尽力してまいりますので、引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以上